

(別添 7)

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院時食事療法／生活療養（Ⅰ）の基準 （令和6年6月1日現在）

Ⅰ，当院では、管理栄養士による特別栄養管理を行っています。

Ⅱ，当院では、適時適温で食事を提供しています。

◆朝食8：00 ◆昼食12：00 ◆夕食18：00

Ⅲ，当院では、選択メニューは実施しておりません

一般（住民税課税世帯）	1食490円
-------------	--------

Ⅱ ※指定難病患者等	1食280円
------------	--------

住民税非課税世帯

過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食230円
-------------	-------	--------

	90日以上	1食180円
--	-------	--------

70歳以上で所得が一定基準以下	1食110円
-----------------	--------

（低所得者Ⅰ）